

# こころのアート展 協賛要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会(以下「協会」という。)が主催として開催する「こころのアート展」に賛同し、本展および本展に関する活動への協賛を申し出た団体及び企業等(以下「申し出団体」という。)の取り扱いに対し、必要な事項を定めるものとする。

## (協賛内容)

第2条 協賛については次の各号に掲げる事項とする。

- 1)協賛金 本展および本展に関する活動支援のため提供される資金。1口 10,000円以上。
- 2)協賛物品 本展の出展作者への景品等、無償で提供される物品。
- 3)その他 前各号に掲げるものの他、巡回展会場の無償使用や展示資材の無償貸し出し等、本展および本展に関する活動に必要とされるものの提供。

## (協賛募集)

第3条 協会は、こころのアート展ホームページおよび印刷物等により、広く協賛を募集するものとする。

## (摘要省略)

第4条 次の各号に掲げる協賛については、第5条、第6条の規定は省略できるものとする。

- 1)本要綱の施行前よりご協力いただいている協賛
- 2)協会の働きかけによりご協力いただく協賛

## (協賛の申し込み)

第5条 申し出団体は、次に掲げる申込書(様式)(こころのアート展ホームページ申し込みフォーム)を協会に提出するものとする。

- 1)申し出団体の名称、部署名、連絡先、担当者名
- 2)協賛の内容
- 3)その他、協会が必要と認める情報等

## (協賛の受理、不受理及び受理の取り消し)

第6条 協会は、申し込み書の提出があった場合、申し出団体に対し受理した旨を通知します。ただし、申し出団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、申し込み書を受理しないものとし、その旨を通知します。

- 1)当アート展の趣旨に反する団体等。
- 2)公の秩序、良俗を乱す恐れがあると認められる団体等。
- 3)特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用しようとすることを認められる団体等。

4)その他、協会がふさわしくないと判断する団体等。

2.協会は、前項により申し出団体に受理した旨を通知した後に、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、またはいずれかに該当することが判明した時は、協賛を取り消すものとし、申し出団体に対しその旨を通知します。

(協賛団体および物品の取り扱い)

第 7 条 協会は、協賛が受理された申し出団体(「協賛団体」という。)名を関連印刷物(募集要項、チラシ、図録等)やホームページに掲載する。

2.協賛団体は、当該アート展に協賛している旨について、協賛物品に表示することができる。

3.協賛物品のデザイン、数量および納付方法については、協会との協議により決定する。

(申し込み方法、締め切り)

第 8 条 協賛については隨時募集する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 29 日から施行する。